

公益財団法人 情報通信学会

職員の倫理に関する規則

(職員倫理規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）に勤務する職員と利害関係者との接触等に関し遵守すべき事項等を定めることにより、職務の遂行に際し疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって学会が行う業務に対する信頼を確保することを目的とする。

(職員の基本的な心構え)

第2条 職員（臨時雇用職員を含む。以下同じ。）は、その服務について、学会の職員就業規則その他関係法令を遵守するほか、この規則に従わなければならない。

2 職員は、自らの行動が業務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務上の権限や地位を私的な利益のために用いてはならない。

(管理・監督者の遵守事項)

第3条 事務局長は率先垂範して服務規律の確保の徹底を図るとともに、自ら監督責任者であることを自覚しなければならない。

(利害関係者との接触に当たっての禁止事項)

第4条 職員は、利害関係者との接触に当たっては、勤務時間の内外を問わず、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活における行為であって、職務に関係のないものは除くものとする。

- (1) 供応接待を受けること。
- (2) 会食（パーティーを含む。）をすること。
- (3) 遊技（スポーツを含む。）又は旅行をすること。
- (4) 中元、歳暮等の贈答品を受領すること。
- (5) 金銭（祝儀等を含む。）商品券等の贈与を受けること。
- (6) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
- (7) 対価を払わずに利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (8) 対価を払わずに利害関係者の負担により、無償で不動産、物品等の貸付けを受けること。

2 前項各号に掲げる行為には、私的な交際、社交儀礼行為等を口実にして行われる学会に
関係する行為を含むものとする。

(違反者に対する措置)

第5条 職員に、前条の規定に違反するおそれがあると認められる場合には、事務局長は、当該職員に対し、当該行為について注意をしなければならない。

2 職員に、前条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当の理由がある場合におい

ては、事務局長は、当該職員から事情聴取を行うなどの実情調査を行い、その結果を会長及び総括担当常務理事に報告するものとする。

- 3 会長及び総括担当常務理事は、前項の報告を受けた結果、当該職員が前条の規定に違反する行為があったと認められる場合においては、就業規則に定める手続により懲戒処分を行うものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。